

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会  
ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する  
検討プロジェクトチーム  
(第6回)議事録

1. 日 時:平成19年2月27日(火) 10:30 - 12:30  
2. 場 所:中央合同庁舎四号館4階 共用第2特別会議室  
3. 出席者:

【座長】	相澤益男 本庶 佑	総合科学技術会議議員 総合科学技術会議議員
【主査】	長岡貞男 佐野 睦 菅野純夫 隅蔵康一 高田 仁  高柳昌生 平井昭光  本田圭子 室伏良信 森下竜一	一橋大学イノベーション研究センター長 教授 タカラバイオ株式会社執行役員知的財産部長 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 政策研究大学院大学助教授 九州大学知的財産本部技術移転グループリーダー 九州大学大学院助教授 三菱ウェルファーマ株式会社知的財産エグゼクティブ 弁護士・弁理士 レックスウェル法律特許事務所 東京医科歯科大学客員教授 株式会社東京大学TLO取締役 医学博士 ファイザー株式会社知的財産部長 弁理士 大阪大学大学院医学研究科教授 アンジェスMG株式会社取締役

【オブザーバ】

【知的財産戦略事務局】	中川健朗	内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官
【文部科学省】	井上卓己	研究振興局研究環境・産業連携課技術移転室長
【厚生労働省】	林 憲一	大臣官房厚生科学課研究企画官
【農林水産省】	重倉光彦	農林水産技術会議事務局研究開発企画官
【経済産業省】	菱沼義久	製造産業局産業技術政策課成果普及・連携推進室
【特許庁】	富士良宏	総務部技術調査課大学等支援室長
【事務局】	土井俊一	内閣府参事官

4. 配布資料

- 資料1 ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する今後の方策について(案)  
資料2 高柳委員提出資料  
資料3 隅蔵委員提出資料

## 5. 議事内容

【長岡主査】 おはようございます。ただいまから、ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する検討プロジェクトチームの第6回会合を開催させていただきます。

今日は全員いらっしゃるということになっておりますが、本田委員がちょっと遅れられると理解しております。

最初に、資料確認を事務局からお願いします。

【事務局】 お手元の議事次第をごらんください。配布資料が3つございます。

資料1は本日、取りまとめ予定の「ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する今後の方策について(案)」でございます。

資料2は、高柳委員の提出資料でございます。

資料3は、隅蔵委員の提出資料でございます。以上です。

【長岡主査】 ありがとうございます。

では、早速議事に入りたいと思います。本日の議題は、「ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等について」ということで、今後の対応策というものが書いてあります。この議題につきましては、これまで2回の会合で御意見や御議論をいただきました。これを踏まえまして、事務局から委員、関係省庁と調整を行ってもらい、今後の方針案を作成していただきました。かなり既に調整ができていと聞いておりますけれども、本日はこの案につきまして検討をし、できる限りまとめたいと考えております。

最初に、資料1について事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 お手元の資料1、「ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する今後の方策について(案)」を御紹介いたします。

冒頭の1ページ目は検討の経緯等を書いてございます。最初のパラグラフでございますが、昨年5月に開催された知財戦略専門調査会でリサーチツールの使用の円滑化、先端技術に関する特許制度による保護及び運用の在り方や、技術移転等のための知的財産人材の確保などの知財の保護・活用に関する課題を把握し、検討を行うことを目的として本プロジェクトが設置されたこと。

それから、6回の会合を開催し、リサーチツール特許の円滑化、それから今日議論をしますライフサイエンス分野における知財の保護・活用全般、こういうことについて検討を行い、そのうちリサーチツール特許の指針に関しましては今月6日の知的財産戦略専門調査会に報告を既にしたところでございます。

以下は、もう一つの課題でございます知財の保護・活用全般について、本プロジェクトチームにおいて検討した結果を取りまとめたというような整理をしてございます。

この報告案がまとまりましたら、可能でございましたら3月29日の専門調査会に報告をして、それを同専門調査会で取りまとめる「知的財産戦略について」というところ

に反映するというか、組み込むというような形で整理をしたいと考えてございます。

そういう意味で、2ページ目以降を御紹介いたしますが、例年、専門調査会で取りまとめております「知的財産戦略について」にちょうどはめ込むような形の章立てで、つくりも同じような形をとってございます。

まず2ページ目の「基本認識」でございますが、ライフサイエンス分野では一つの基本特許により製品や方法を独占できる場合が多いこと。それから、事業化までに長い期間とリスクの高い大きな投資を必要とすること。その結果として、特許が研究開発や製品開発を促していく上で重要な役割を果たしているということ。このため、基本特許につながる基礎的な研究の強化を前提にしつつ、戦略的な知財の権利取得と活用を促進する必要があること。

また、大学の知財活動の観点から見ると、この分野は基本特許につながる発明を厳選して特許出願し、国際的に権利取得していく必要性が高いこと。また、有体物の管理提供業務も増加傾向にあること。こうした活動を支えるために、専門人材の育成確保を含めて大学の体制整備を支援していく必要があること。更に、この分野ではリサーチツールに関する使用の円滑化が喫緊の課題であるということ。

こうした認識に基づき、ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用を促進するため、以下の施策を講ずることとするという整理をしてございます。

その上で、1番は「リサーチツール特許の使用を円滑化する」ということでございます。これにつきましては前回、指針を取りまとめいただいておりますが、指針の第5章の中に本指針の普及等という欄がございまして、そこで関係省庁が取り組むべきいろいろな施策が書かれてございました。

の3行目のところでございますが、本指針の周知であったり、研究開発の公募における対応であったり、対価に関する実務の支援、それから大学等における体制の整備やフォローアップ、こうした点について19年度から各事項の内容に応じて速やかに必要な措置を講ずる。これが1つ目でございます。指針に書かれている内容を具体的に実行するというを明記したものでございます。

また、は指針の中で指針の第4章にございます統合データベース、文章は指針に書かれている文章と基本的に同じでございますが、それを構築するという取組を行うということでございます。

2番に移りますと、「大学等の体制の強化と人材の育成・確保を図る」ということでございます。これに関しましては、多数の委員の方からこういう体制強化が必要だという意見がございました。

それを踏まえまして2の でございますが、ライフサイエンス分野における知的財産の戦略的な権利取得や活用ための取組を推進するため、平成19年度以降、この分野に特有な問題に対応した知財の管理・活用体制を整備するモデルとなる大学に対し、先端技術や知財の取扱いに精通する専門人材の育成・確保や、体制整備に

必要な支援を行うということでございます。19年度予算は既に終わってございますから、20年度予算にはこういう点も踏まえながら予算要求をお願いしたいと考えているということでございます。

3番目は「有体物の円滑な管理を促進する」ということでございます。有体物に関しましても、さまざまな委員から御指摘がございました。また、前回の会合でもございましたが、大学によって管理の仕方も多様であったというようなことがございます。

そこででございますが、有体物の大学における管理体制やルール整備の状況について調査研究を行い、大学が有体物を円滑に管理するための参考となる事例等について公表をするということ。

また、有体物に関しましては海外や国内に提供または受け入れる場合の契約や非常に難しい手続き等が絡む問題でございますから、それを円滑にするための留意事項や参考事例の調査研究を行うということでございます。

次に、4番の特許の審査基準について御紹介をいたします。特にこれに関しましては本田委員、森下委員、佐野委員などから御指摘を伺った項目でございます。

は、ライフサイエンス分野における特許の発明の判断、特許法29条の進歩性であったり、あるいは36条の明細書の記載といった関係でございますが、大学の研究所や知財関係者の理解の促進に資するため、知財高裁の判決を含めた事例集を公表するということ。

また、公表するだけではなくてが続くわけでございますが、そういったような事例集等を用いまして大学関係者への説明会を行う。それから、出願人の要望に応じて特許出願の審査を地方で行う巡回審査を実施する。これは、中小企業などを対象にそういう特許庁の審査官が出願人側の方に出張して審査をするという仕組みがございまして、大学関係者に対してもそういうことを実施していこうということでございます。

また、は佐野委員からの御発言があった項目でございますが、いわゆる機能性食品に関しまして平成18年6月の審査基準の改訂というものがあったわけでございますけれども、依然としてここにつきまして機能性食品の特許保護をもうちょっと強化してほしいという意見がございました。

そこで、これらの発明の特許保護の在り方を関係業界と議論する場を平成19年度中に設置し、その結果に応じて必要な方策を講ずることとしてございます。機能性食品に関係するバイオ業界であったり食品業界の中には、是非特許法を強化すべきという意見と合わせて反対する意見もあるようでございますから、そういうところを業界関係者とよく議論いただいて方向性を決めていただこうと考えてございます。

5番は、「微生物等の寄託制度の運用を円滑化する」という点でございます。ここにつきましては森下委員から、寄託をしないと特許にならないという非常に負担が多い点であったり、あるいは寄託した微生物等がライバル企業やライバルの方に提供さ

れて、逆にそちらの研究が先行してしまうようなリスクはないかというような御指摘がございました。それを踏まえてまず でございますけれども、微生物等に関する発明のうち、特許出願の明細書の記載のみではその微生物等を製造できない場合に微生物等を寄託する、いわゆる寄託制度について、特許取得のための寄託の要否を明確化するための事例集を作成し、公表する。どういう場合に本当に寄託しなければいけないか。寄託せずともよい場合はどういう場合か。このところは、なかなか出願人の方から見るとわかりにくいというような御指摘もございまして、これを1番目の施策としてございます。

また、2番目はそういう形で寄託された微生物が他者に分譲される場合でございます。分譲を受けた者が当該微生物を使用するに当たり留意すべき使用条件等、簡単に言いますと 69 条の試験研究の範囲であれば許可なく使用することができるわけですが、それを超えるような場合には当然留意事項がいろいろあるわけでございます。そういう点を明確化して不用意な技術流出といえますか、そういうような形にならないように周知をするということでございます。

また、 は制度自体の問題でございますが、寄託制度の合理的な運用を図るために海外の寄託制度の運用状況や、国際寄託機関として担保すべき要件等について、制度利用者を含めて調査研究を行い、その結果に応じて必要、可能な制度整備を行うということでございます。

前回の会合で特許庁の方から、各国の寄託制度も含めてごく簡単な御紹介がございました。しかし、各国寄託の量とか、そういうものもばらばらなようでございますけれども、そのところをよく調査をすると同時に、国際寄託機関として条約上の担保というものも必要になります。そういった点を制度利用者を含めて研究をいただいて、負担軽減などの点で改善できるのであれば可能な制度整備を行うということでございます。

以上が、今回取りまとめました今後の方策について(案)でございます。

【長岡主査】 どうもありがとうございました。それでは今、御説明のありました今後の方策につきまして御質問とか、あるいはコメントがございましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

では、室伏委員お願いします

【室伏委員】 前回、欠席してしまったので、どういう議論がなされているかよく存じないのですが、最後の5 . の で 69 条の試験研究に該当するかどうかというお話が出たのですが、施行規則 27 条の3に菌の分譲に関する規定があり、ここでも試験研究という言葉が使われています。そこで、69 条の文言と 27 条の3の文言がどういう関係にあるかということを確認にしたいと思います。

69 条に関しては、御承知のように最高裁で後発品の試験研究に関してはかなり広く認めた判決がある一方、それが施行規則 27 条の3にどのように反映されているか

ということがよくわかっていないのではないかと思います。

これはその後の にも関わるかもしれないのですが、ヨーロッパではエキスパートソリューションということでエキスパートでないと分譲を受けられないということになっていて、それと日本の施行規則27条の3の試験研究とどういう関係にあるかということも明確にさせていただけると大変ありがたいと思っております。

【長岡主査】今の点について、何か特許庁の方からございますか。そういった点も含めて、今後調査をして明確にするということだと思います。

では、菅野委員をお願いします。

【菅野委員】海外での調査等が書いてありますけれども、日本でこういう調査をする場合の海外の範囲は普通は欧米が中心だと思うんですが、結構これから大切なところはやはりアジア諸国、あるいはインドとかロシアとか、そういうところもあると思いますので、そういうところも状況を正確に把握していくことが大切ではないかと思えます。

【長岡主査】どうもありがとうございます。中国等も非常にバイオ分野でたくさん特許を出願するようになっていきますので、非常に重要なポイントではないかと思えます。ほかにいかがでしょうか。

では、隅蔵委員をお願いします。

【隅蔵委員】これはすぐに答えの出る問題ではないので今後への課題の一つなのかもしれませんが、リサーチツールの特許に関する、特にライフサイエンス分野のガイドラインというものができまして、3ページの のところに統合データベースの構築ということが書いてあるわけです。これは関係各府省が取り組んでいくということなわけですがけれども、ここら辺がどういうふうに連携して、それぞれ別々のものがつくられても余り使い勝手がよくないと思えますので、統一のポータルサイトみたいなものができて使い勝手がいいようにしていけないと思えないと思うんですが、そこら辺の体制構築というのは今後の課題というか、これを機にいろいろ検討していただきたいと思えます。

【長岡主査】これは総合科学技術会議も入っていますので、どういう体制でやられるかということで、総合科学技術会議では責任を持って統合ができるようにすることではないかと思えます。ほかにいかがでしょうか。

どうもありがとうございました。今、いただきましたコメントも踏まえて今後各省の対応も、総合科学技術会議も含めましてこの指針といいますか、対応策に即した対応がされるというふうに期待しております。ほかに事務局の方から何かございますか。よろしいですか。

それでは、このプロジェクトチームとしての取りまとめはさせていただきたいと思えますが、次にリサーチツールの指針につきまして幾つか報告をいただきたいと思えます。最初に、指針につきましてその後の進捗状況を事務局から報告をお願いしま

す。

【事務局】 前回の会合で取りまとめていただきました指針でございますが、先ほどちょっと申しましたように2月6日の知的財産戦略専門調査会においてプロジェクトチームの成果物として報告をし、了承をいただきました。

現在、その後、総合科学技術会議内の手続等をほぼ終了し、3月1日に予定されております総合科学技術会議の本会議で意見具申をし、決定をするという予定でございます。

【長岡主査】 ありがとうございます。

高柳委員と隅蔵委員の方からリサーチツール指針に関連しまして資料を出していただいておりますので、今後のリサーチツール指針の実行の在り方についても非常に重要な含意のある文章だと思いますので、御説明いただきたいと思います。

最初に高柳委員からお願いいたします。

【高柳委員】 これは、弊社で「リサーチツール特許の取扱いポリシー」というものを昨年末に弊社の機関決定を経て正式に決めて、ホームページ等にも既に掲載されております。その策定の背景等を御紹介いたします。

まず私自身、あるいは知財部として、こういうリサーチツールの特許の問題をどういうふうにとらえていくかということで問題認識の1つは、創薬研究を行う上でのツール、それ自体は最終製品にはならず、開発候補品を選択するための遺伝子やスクリーニング方法、これを我々はリサーチツールと呼んでいるわけですがけれども、このリサーチツールが特許にはなり得るということで、いろいろな特許が出ていると思います。

そして、試験研究で使うものについては特許権の効力が及ばない。69条ですが、そう考えるのが長らく常識だったけれども、創薬研究のツールとして使う場合には特許権の効力が及ぶという解釈が一般的となっている。

それから、リサーチツール特許についても特許権の排他権行使の慣行が横行すれば、研究目的であっても他人により特許化されたリサーチツールを使用できないという問題が生じ得る。

そして、代替性のないリサーチツール特許の排他権行使は研究の進展、産業の発展の障害となる。

また、大学等研究機関においても例外ではなく、アカデミアでの研究及び産学連携への影響も少なくない。

こういう問題認識の下に、経営の方を説得して知財ポリシーをつくらうじゃないかと思いついた訳です。いろいろな根回しを含めて、最終的には経営会議で説明して了承を得たわけですがけれども、当社のリサーチツール特許についてのあるべき姿勢ということで、経営的にもリサーチツール特許は研究目的については排他権を行使すべきでないというふうに申し上げました。

そして、むしろ自社が率先して創薬研究におけるリサーチツール特許の円滑な活用を図る姿勢をとるべきである。そういう姿勢を通じて、創薬研究におけるリサーチツール特許の相互利用を促進する環境を創造することによって、自社及びアカデミアを含めた国全体の創薬研究の効率化を推進し、もって国民の健康・福祉の増進及び産業の発展に寄与すべきである。こういうふうな自社のあるべき姿を説きました。

こういうふうな相互利用をすることによってどういう影響があるのかということが気になるわけですが、1つは「創薬研究環境の向上」で、国全体の創薬研究環境の向上を図る呼び水となり得る。そして、リサーチツール特許を相互利用し得る環境が整えば、自社の創薬研究にとっても効率化の推進に結びつくメリットがあります。

それから、「研究のアウトソーシング」という意味では、アカデミア等で使ってもらってさらなる成果を生む可能性が増えて、自社の創薬研究の推進にもプラスとなり得る。それから「会社 Reputation の向上」ですが、正式に発表することにより、産学連携における当社の意欲的な姿勢を世に示すことができる。

「アカデミア等との共同研究契約交渉の簡素化」は、スピーディな契約処理が可能で、研究促進につながるという影響がありますということを説明しました。

そして、これは当社だけではなくて対外的にはいろいろなものが整備され、検討されてきているということで、NIHのガイドライン、OECDガイドライン、それから製薬協会の知財委員会による2006年1月16日に発表したりサーチツール特許のライセンスに関するガイドラインもできて、更にこのプロジェクトチームでの指針、こういうものを取りまとめ中で年内には採択されるということも説明しております。

結果、こういうポリシーを作るに至りました。1つは弊社が所有するリサーチツール特許について大学等から自身の研究目的に使用するためにライセンスの申入れがあった場合は、弊社は大学における研究の進展に資するべく、相応の条件で非独占的ライセンスの許諾に応じる。これは「相応の条件で」ということで、これの心というか、気持ちは、金銭的には無償として大学、アカデミア等で更にそれを用いて得られた成果については、我々がその研究目的で、我々が無償で使わせていただくことによって等価的な関係を保つというふうな考えております。

2番目に、弊社が所有するリサーチツール特許について、大学等から他企業との連携に関わる研究目的に使用するためにライセンスの申入れがあった場合は、弊社は先の製薬協会の「リサーチツール特許のライセンスに関するガイドライン」の精神にのっとり、合理的な条件で非独占的ライセンスの許諾に応じると考えております。

それから共同研究ですけれども、弊社は大学等との共同研究等により創出される研究成果については技術的、金銭的その他の貢献に応じた権利の帰属を主張するが、研究成果のうちリサーチツールに関する発明については、原則として弊社が研究目的には無償で使用できることを条件に権利の帰属にこだわらず、または独占的

実施を主張しない。共同研究ではやはり権利の帰属等についてが一番問題になりますので、これについてはリサーチツールは我々は権利の帰属にこだわらず、あるいは独占実施にこだわらないというポリシーでございます。

こういうことを決定いたしまして、1月よりホームページにも掲載しております。ホームページにはいろいろな提供し得る特許のリストも載せてございます。

これの反響として、非常にいろいろな好反響をいただいておりますけれども、具体的な案件としてまとまったケースはございません。

それから、2月初旬だったでしょうか、日経に弊社のリサーチツールポリシーということではなくてこういう姿勢が紹介されまして、必ずしも正確な表現記事ではなかったんですけども、全体として研究推進効率化のためにこういうものを相互利用し合うというような好意的な記事を書いていただきまして、弊社の経営の方も非常に喜んでおりました。そういうことで紹介させていただきました。

【長岡主査】 どうもありがとうございました。

それでは、関連しますので、次にOECDガイドラインにつきまして、OECDのガイドラインができたわけですが、その後どういう議論がされているかということを隅蔵委員に御紹介をお願いいたします。

【隅蔵委員】 資料3の方でございますけれども、OECDの「遺伝子関連発明のライセンス供与に関するガイドライン」というものができました。OECDの中でもいろいろな部局がありますけれども、ワーキングパーティオブバイオテクノロジー(WPB)に関連するところに限ってどんなことがなされているのかということで、これはこの総合科学技術会議でガイドラインが策定され、先ほど御説明にありましたように統合データベースというようなことも今後検討されていくといった中で、その関連でどういったことを考えるべきなのかということも参考になるかと思ひまして情報提供させていただきます。

まず1ページめくっていただいて、これは以前の会のときにも御説明させていただいたことの繰り返しになるかもしれませんが、OECDガイドラインの中でもいろいろなパートがありますが、特に第4部のところは研究開発においてリサーチツールを使う上で、それが研究開発を妨げないようにするための留意点というものがベストプラクティスの中に書かれています。全体としてのロイヤリティ負担を示せるメカニズムとか、過大な前払い手数料を盛り込まないとか、リーチ・スルー権を除くとか、取引コストを削減するといったことなのですが、こういったことが書かれていまして、この次のステップとしてこのガイドラインに書かれたコンセプトを具現化するための技術移転スキームの検討が必要であるということで、次のような動きになりました。

次のページにいきまして、このOECDガイドライン自体は2003年からずっとドラフティングされてきたわけですが、2005年に入りまして専門家会合自体は6月にありましたが、ここでほぼドラフトが確定しまして、9月のバイオテクノロジー作業部会にてガ

イドライン最終案に合意がなされました。微妙な修正はあるのですが、ほぼここで固まったということで、その後のステップとして 2005 年 12 月にワシントン D. C. で開催されたのですが、特許発明へのアクセスを確保するための共同的メカニズム、コラボレイティブメカニズムに関するワークショップというものが開催されました。したがって、ガイドラインの採択というのは 2006 年 2 月で、この 2005 年 12 月というのはその前のように見えますけれども、実際にはガイドラインが固まった後のことということでございます。

次のページにいきまして、では、今、申しましたコラボレイティブメカニズムのワークショップの中でどんな話があったのか、どんなアジェンダだったのかということを紹介することで、この会の全貌というものが御紹介できると思います。この全貌に関しましては今 WPB の事務局の方でまとめをつくっております、まだ公表はされていないようですが、近々公表されるということでございます。

この話の内容というのは導入と背景がありまして、初日はパテントプールに関して概要を説明し、当然情報通信の事例などが紹介され、そしてゲノミクスとジェネティクスへの適用可能性ということで、ここでは情報通信のパテントプールで著名な MPEG LA の方なども登壇されました。同機関は、MPEG を中心として IEEE1394 とか、そういった情報通信関連の特許、特に技術標準に関する特許を集めてライセンスするというを行い、一つの成功したビジネスモデルをつくっているところだと思っておりますが、その方が次はバイオであるということを発言されまして、MPEG LA という組織の中でも情報通信の次の対象としましては遺伝子関連発明、バイオの分野であるということで検討されている。これは実際にそのプレゼン内容を聞いてみますと、コンサルタントに依頼しているいろいろなバイオ分野の動向を調査しているといったことでした。

そのほか、パテントプールの技術上、ビジネス上、法律上の課題、それに、「反トラスト」法に関する課題などが検討されました。

次のページにいきまして、今度はパテントクリアリングハウスの話がございました。

そして、その次にその他のアプローチということでお話がありました。次のページをめくっていただきます。次のページは MPEG のインターネットで動画を送受信するときのフォーマットである MPEG のパテントプール、MPEG LA のスキームを示してありますが、これは一括してライセンス供与がなされる。そして、非差別的、非独占的なライセンス供与がなされるというモデルでございます。

次のページに、パテントクリアリングハウスの概念図というものをまとめてみました。これは例えばリサーチツールなどにも適用可能だと思っておりますが、このパテントクリアリングハウスというメカニズムで扱うことを特許権者があらかじめ了解したような特許をデータベース上などに陳列しておきまして、それを使用したい人たちは直接権利者と交渉するのではなく、仲介機関にリクエストをして簡単な使用許諾契約を結ぶこ

とによって、その陳列されている中で欲しいものが簡単に使える。

それで、その一つひとつがどれだけ使われているかというようなことは、事後的に特許権者に報告される、というようなメカニズムでありまして、これは音楽の著作権管理などとも似たスキームでございますけれども、MPEGのように必ずしもパッケージで一括してライセンスするということが必要でない場合には、このようないわゆる特許のスーパーマーケット、コンビニのような仕組みというのも役立つ仕組みなのではないかと思えます。

ただ、コンビニになるためにはプライシング、値決めをしなければいけないというところがございまして、どういうふうに行うかというようなことに関しては実際に行っているところのノウハウとか、今後の検討が必要なところだと思います。

次のページは、私はそのワークショップでも御報告したのですが、クリアリングハウスをもうちょっと改変したようなもので、例えばアカデミックの機関が持っている特許に関しては、そこに自分の持っているツールを出した機関、あるいはそこに属する研究者は、そのコンソーシアムの中にあるほかのものも使える。要するに、そこにせばほかのものも使えるというようなギブ・アンド・テイクの関係に基づくようなコンソーシアムが考えられないかということで、この図を書いて、そこでも発表をしました。

要は、メンバーの中ではギブ・アンド・テイクの関係で使い合い、それ以外の人にとっては先ほどのパテントクリアリングハウスと同じようなメカニズムで簡単にアクセスできるというような仕組みでございます。こういったものはまだ具現化している事例はありませんけれども、例えばある地域で研究基盤となるツールをある程度共有して研究を進めていくとか、あるいは国の中である技術分野においてこういう仕組みをつくるとか、あるいは国という枠を取り外してみますと、アジアの中とか、国際的にこういう仕組みをつくるということも考えられると思えます。

ちょっと脱線するかもしれませんが、昨日も我々の大学の方でアジアの方々と知財に関してディスカッションするようなシンポジウムを開催したんですが、その中のパネルディスカッションでも今後どういうアジアの中での共同的仕組みをつくっていくかということで、もちろん人材の育成とか、いろいろな話が出た中で、リサーチツールに関しても一つの国に閉じているのではなくて、例えばバイオならばバイオの分野でアジアの中で研究ツールの技術を円滑化するような仕組みがつかれないかというようなことを、それに関連して私も発言して議論したところでございます。要は、このコンソーシアムというのはまだ仮想的なものではありますが、いろいろな対象にも適用し、検討していくことができるのではないかと考えております。

何回か私がこの会議の中で事例として発言させていただきました PIPRA という、アグリバイオの関係のツールを、ライセンスのデータベースをつくったり、パッケージしてライセンスしたりしているところも、このOECDのワークショップに来て発言しておりまして、関連するいろいろな団体が集まったという意味で興味深い会でした。これが

OECDにおいて今後どうなっていくかというのは、OECDの中の予算が付くかなども左右されることではありますが、こういった検討がなされており、非常に興味深いイシューとなっているということを報告させていただきました。以上です。

【長岡主査】 大変ありがとうございました。

今のお2人の御報告につきまして何か質問とか、あるいはコメントがございましたらよろしくお願いいいたします。

では、高田委員お願いします。

【高田委員】 ありがとうございました。今の隅蔵さんの御説明の中で1点お伺いしたいことがあります。

コミュニティ全体の調和を促すという意味では大変に今後期待できる取組だと思っておりますが、その中でコミュニティの調和に乗ってこないある種の異端児、それは大学であるかもしれないし、研究者個人でもあるかもしれないし、プライベートセクターの研究機関、あるいはベンチャーであるかもしれないのですが、そこに結局頭痛の種が付きまわっているわけですが、そういうものに対する影響力なりということについてはどういう議論がされているのか、もし御存じでしたら教えていただきたいんですけれども。

【隅蔵委員】 ありがとうございます。まさに非常に重要なポイントだと思いますけれども、今の御質問へのお答えとしては、そのコミュニティのリソースを集めて、その価値が高まっていくことによって他の人をどんどん誘引していくということしかないと思うんです。

本来、この仕組みに乗らないという人を無理に乗せることはできませんし、またこの最後のページの中で、例えば企業さんが持っている発明に関しては単なるギブ・アンド・テイクというのではなくて、重要なものであれば有償でこのコンソーシアムの事務局が何らかの交渉能力を持って、その企業との間でライセンス契約を結び、包括的な契約をする。それで、この仕組みの中に入れた上でメンバーや、その他の人たちに使いやすくしていくというようなことも考えられると思います。まだそこで交渉できる相手だったらいいんですけれども、完全に交渉できないという相手であれば、これはそれ以外の強制実施とか、法制度上の解決を考えていかなければいけないのかもしれないかもしれませんが、そこまでするということを別に主張したいわけではなくて、ちょっとロングスパンの話になるかもしれませんが、こういうコミュニティのリソースの価値を高めていくことによって次第に参加者を増やしていくというようなことしかないのではないかと思います。

【長岡主査】 ありがとうございました。

【高田委員】 それに関連してもう一つだけですが、そうするとこのガイドラインを策定したことが、例えばOECDの中のアカデミアだったり産業界だったりということで、どういう普及の方法が取られているのかということも、もし御存じでしたら教えていただき

たいと思います。

【隅蔵委員】 まず1つとしては、これはOECDの理事会で決定したものであるため、5年以内にOECDの加盟各国が進捗状況を報告しないといけないということで、恐らく日本の進捗状況の一環としては総合科学技術会議のガイドラインなども入ってくると思うんですけども、比較的近い将来にそういう進捗状況を報告し合う場というのはあると思います。

そういった中で、要はガイドラインができた後は、各国での取組というものが期待されているということです。実際に企業の中のライセンス交渉とか、大学と企業の間でのライセンス交渉の中でこういうものがあるよと示して、交渉に貢献しているのかどうかということは私も把握してはおりませんので、御存じの方は教えていただければと思いますが、徐々に普及はしてきているのではないかと思います。少なくとも我が国の中でもこういうガイドラインがあるということに関連各社あるいは大学の方々が認識してきているのではないかと考えておまして、これも今回のこの検討会の中でのガイドラインと同時にますます国の中で普及させていかなければいけないと考えております。

【長岡主査】 こういう一種の技術の市場といいますか、そういうものができ上がっていくためには、隅蔵さんのおっしゃいましたようにある程度クリティカルマスといいますか、それが集まれば取引費用が大きく下がって、皆がそういうスキームを使うようになるということもありますし、もう一つは最後の隅蔵先生のスキームですと一応レシプロシティといいますか、コミュニティに入ればいろいろなメリットがあるという一種のそういうものも想定されているので、今後そういうスキームも含めていろいろな試みをしていく。

ただ、必ずしも現時点でまだOECDの方もこれでうまくいくといったものを見つけているわけではなくて、日本の方でもいろいろなスキームをやってみて、そういう世界的な努力の一環としていろいろな試みをしていくということしかないんじゃないかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

【高柳委員】 補足させていただきますと、格好いい部分だけ紹介したんですけども、いろいろ社内で議論をしていくうちに、日本の国だけ相手にして、あるいは製薬協だけ相手にしてこういうガイドラインをつくったりしても、やはりアメリカのベンチャーとか、そういうところのリサーチツールの扱いをどうするんだというような声はあります。それから、強制力もないのに自社が率先してそういうことをやる価値があるのかとか、あるいはデメリットが多いのではないかというような議論もありました。私はやはり全体としてこういう環境づくり、呼び水と書きましたけれども、そういうことが非常に重要だ。率先してそういう雰囲気をつくるべきだと思います。

では、実際に我々がアメリカベンチャーで法外な対価等を要求された場合にどうす

るか。これは、け飛ばす。それで、裁判に行く。そこで適正な価格等を判示してもらえばいい。そういうときにこういうような環境づくりというのは非常に役に立つと私は思いますので、そういうことでこういう環境づくり、それから必要があればそういう判例も含めたところでこつこつと築き上げていくことが重要ではないかと思っております。

【長岡主査】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、全体を振り返りまして何か言い残された点などがございましたらよろしく願いいたします。今後の方策については一応先ほどお認めいただいたわけですが、何か言い残された点等がございましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

室伏委員、どうぞ。

【室伏委員】 今の高柳委員の御発言に関するのですが、高柳委員の資料の中にはこの言葉は出てこなかったのですが、弊社ではリサーチツールの円滑な運用というのはある意味でCSRの一環というふうに考えていまして、人類の技術進歩のために会社の責任としてこれを囲い込んでおいていいのかという観点からとらえることができると思うので、そういう意識を広めていくことによって多分、日本の会社、グローバルないろいろな会社の姿勢というものも変わってくるのではないかと思っております。

【長岡主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、高田委員お願いします。

【高田委員】 実は私どもの大学も、ある公的研究機関さんとの間でリサーチツール特許の研究目的での許諾に関する契約をちょうど今、決裁をやり終えようとしているところでして、それ単独として見た場合には初めての事例になります。

結局、何でそれをやらなければいけないのか。今までそれは研究者の間で暗黙で別にいいじゃないかということでやっていたのですけれども、これだけ知的財産を組織的にマネジメントする時代、組織としての責任を負う時代になってきたときに、結局個々の研究者なり機関で安心して研究に取り組める、邁進できるという、その安心のためにやっているのではないか。

私が実際にそういった契約書をつくったり、時間を費やししながら、交渉と言っても大した交渉ではないんですけども、相手とお話をしながら詰めていって、それなりに手間をかけてやるという意味は、やはり安心のためにあるのかなと。そういう意味ではコミュニティ全体の、先ほどCSRというキーワードも出ましたけれども、もう一つキーワードがあるとすれば安心してその研究に専念できる環境をいかに担保するかということも非常に重要な観点ではないかと思えます。

【長岡主査】 ありがとうございます。

【森下委員】 今日のお話を含めて、非常に結論としてはいい話なんですけれども、なかなか研究現場あるいは企業サイドに対しての周知徹底というものが非常に難しくなりつつあるのかなと思っております。内閣官房知財戦略本部でもいろいろつくって

いますが、例えばCIPD制度とか、それから知的経営評価書、あるいは知的財産報告書といったこともいろいろとやられている先進的企業は増えてきていますが、依然として数としては非常に少数にとどまっている。

恐らく今回のリサーチツールの話も、高柳さんのところを始めとして先進的な試みを理解されているところはどんどんされてくると思うんですが、そうでないところは全く知らないという、多分非常に二分化した状況になりつつあるのではないかと思います。

その意味で、是非こういうリサーチツールを含めた、ほかのガイドラインも含めてなのですが、できる限り知らないところに対してどうやって徹底するか。これをやはり考えていかないと、わかっているところは非常にいいんですけども、わかっていないところはますますついていけなくなっている可能性があるのではないかと。そういう意味では、どうやって実効性を持たせるかという辺りも議論していく必要がありますし、だんだん議論が深まっていくにつれ、わかっていないところはますますある意味で理解を放棄し始めているような気もしますので、これはどうやって徹底して実効性を上げるかという活用の面をかなり今後は考えていく必要があるのではないかと思います。

【長岡主査】 おっしゃるとおりだと思います。よろしいでしょうか。

では、議論はこれで終了させていただきたいと思います。本日、予定した議題は全部やりました。それで、もともとのこのプロジェクトチームの検討事項もすべてこなしただということで今回で終了ということになります。プロジェクトチーム全体として既にコメントいただいておりますが、何か言い残された点がございましたらよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、最後に相澤座長の方から何かございますか。

【相澤座長】 私の方からは、皆様へお礼を申し上げるということでございます。

主査の長岡先生、委員の皆様、それからオブザーバーの方も、昨年9月から合計6回の会合を重ねていただきました。その結果、前回まとめていただきましたリサーチツール特許に関する指針、それから本日おまとめいただきました今後の対応策の策定、こういうようなことで2つをまとめていただきました。これが本PTへの依頼事項でございましたので、それをすべてこなしいただき、本当にありがとうございました。

リサーチツール特許につきましては先ほど事務局からも報告がありましたように、今週開かれます総合科学技術会議の本会議に挙げさせていただきます。それから、本日まとめていただきました件につきましては、3月29日に開催予定の知的財産戦略専門調査会の方にこれを挙げて、その下で知的財産戦略専門調査会としてまとめております「知的財産戦略について」に組み込ませていただきたいと思います。

以上、大変効率的に短期間でまとめていただきましたことを重ねてお礼を申し上げます。私からのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【長岡主査】 どうもありがとうございました。

私の方も、バイオは非常に重要な分野で今後の日本のイノベーションを引っ張ることが期待されている分野で、リサーチツールというのは非常に重要な過去数年来の課題になっていて、指針がまとまらどうか少し心配もしていたんですけども、非常に活発な、そして協力的な議論をしていただきまして、まとめることができたのは非常に幸いだと思っています。委員の皆様にも感謝いたしたいと思ひますし、事務局の方も関係各省も含めて非常に効率的、積極的な調整をしていただき感謝申し上げます。

そのほかの特許の審査の問題ですとか、寄託制度とか、そもそも非常に複雑で深い問題も議論をしていただきまして、今後の対応策も調査のレベルのものもございませぬが、非常に具体的なアクションも提案していただき、これをまとめることができたというのは非常にありがたいと思ひております。どうも本当にありがとうございました。

以上をもちまして、本プロジェクトチームの検討は終了いたします。予備日として3月20日を予定しておりましたが、この会合はございません。

これまで大変お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございました。これで終わりたいと思ひます。